

市民ホールおかべ 料金表

(1)ホール

区分		時間		9時～	13時～	9時～	18時～	13時～	9時～
		9時～	12時	12時	17時	17時	21時30分	21時30分	21時30分
平	日	A	7,280	10,410	15,620	14,580	22,910	29,160	
		B	12,490	17,710	29,160	23,950	39,580	51,050	
		C	17,710	26,040	43,750	36,450	58,330	72,920	
土	曜	A	7,280	14,580	20,820	15,620	28,120	35,420	
		B	12,490	22,910	33,330	29,160	47,920	59,380	
		C	17,710	33,330	51,050	43,750	71,870	86,470	
日	曜	A	8,320	14,580	21,870	15,620	28,120	37,490	
		B	15,620	23,950	39,580	31,250	51,050	65,630	
		C	24,990	37,490	61,460	51,050	83,340	102,100	
暖房料			5,090	7,130	12,230	7,130	11,210	17,330	
冷房料			7,130	9,170	16,310	9,170	16,310	22,420	

※設備使用料 その他、設備、舞台業者等の料金が必要となります。

備考

- 使用区分は、次のとおりにする。
 A 商業宣伝の用に供せず、かつ、入場料又は会費の類を徴収しない場合
 B 商業宣伝の用に供しないが入場料又は会費の類を徴収する場合
 C 商業宣伝の用に供する場合
- 市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外のものが使用する場合は当該使用料(冷暖房料を含む)の50%に相当する額を加算する。

(2)舞台等

区分		時間		9時～	13時～	9時～	18時～	13時～	9時～
		9時～	12時	12時	17時	17時	21時30分	21時30分	21時30分
控室			100	210	310	310	530	640	
舞 台	練習のみに使用する場合		820	1030	1870	1550	2590	3430	
	ホール使用者が準備及び練習に使用する場合	ホール使用料の30%に相当する額							

備考

- 会議室等を商業宣伝若しくは営業又はその類似行為を目的として使用する場合は、使用料2倍とする。
- 市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外のものが使用する場合は、当該使用料(1により2倍にしたときは、当該2倍にした額)の50%に相当する額を加算する。

(3)会議室等

区分		時間		9時～	13時～	9時～	18時～	13時～	9時～
		9時～	12時	12時	17時	17時	21時30分	21時30分	21時30分
多目的ホール			4,270	6,760	11,030	7,800	14,580	18,850	

- 会議室等を商業宣伝若しくは営業又はその類似行為を目的として使用する場合は、使用料2倍とする。
- 市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外のものが使用する場合は、当該使用料(1により2倍にしたときは、当該2倍にした額)の50%に相当する額を加算する。